

# 一般廃棄物・産業廃棄物の処理情報

## 一般廃棄物処理施設設置許可

- 許可番号 第100005号
- 処理施設の種類 ごみ処理施設(焼却施設)
- 許可の年月日 平成28年5月9日
- 処理施設の能力
  - 電気炉 240t/日(24時間) (120t/日×2基)
  - 選別機 135t/日(24時間)
- 処理する一般廃棄物の種類  
廃乾電池(水銀を含有する乾電池を除く)

## 産業廃棄物処分業許可

- 許可番号 第10020189932号
- 事業の区分 中間処理(焼却)
- 許可の年月日 平成28年6月16日
- 許可の有効年月日 平成33年6月15日
- 処理施設の能力  
240t/日(24時間) (120t/日×2基)
- 取り扱う産業廃棄物の種類  
汚泥、廃プラスチック類、金属くず  
(これらのうち廃乾電池に限り、石綿含有産業廃棄物を除く。)

# 一般廃棄物処理施設設置許可証

# 産業廃棄物処分業許可証

## 一般廃棄物処理施設設置許可証

平成28年5月9日

住所 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号霞が関東急ビル  
 名称 東京製鐵株式会社  
 代表取締役 西本 利一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日	平成28年5月9日	許可番号	第100005号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設(焼却施設) 廃乾電池(水銀を含有する乾電池を除く)		
設置場所	岡山県倉敷市南畝四丁目166番14、181番		
処理能力	電気炉 240 t/日(24時間) (120 t/日×2基) 選別機 135 t/日(24時間)		
許可の条件	なし		
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可番号 第10020189932号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞ヶ関東急ビル  
 名称 東京製鐵株式会社  
 代表取締役 西本 利一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 平成28年 6月16日

許可の有効年月日 平成33年 6月15日

- 事業の範囲
  - 事業の区分 中間処理(焼却)
  - 取り扱う産業廃棄物の種類  
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(これらのうち廃乾電池に限り、石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 事業の用に供するすべての施設  
「裏面に記載」
- 許可の条件
  - 有害な産業廃棄物を除く。
  - 処理施設の設置場所及び用地面積  
設置場所：岡山県倉敷市南畝四丁目166番14、181番  
面積：462,638.42 ㎡
- 許可の更新又は変更の状況  
平成28年 6月16日 新規許可
- 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無